

## 「今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）」募集要綱（宿泊事業者用）

### 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「感染症」という。）により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、静岡県を目的地とする旅行商品及び宿泊商品に補助金を交付する。又旅行期間中（宿泊旅行の場合は、宿泊日から起算して8日間、日帰り旅行の場合は、旅行日から起算して8日間）に「今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）」（以下「本事業」という。）の地域クーポン参加店（以下「参加店」という。）で利用できる地域限定クーポン（以下「地域クーポン」という。）を交付する。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名称

今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）

#### (2) 宿泊補助・地域クーポンの発行対象となる旅行商品又は宿泊

本事業の対象となる旅行商品又は宿泊

#### (3) 実施期間

2023年1月10日（火）から2023年9月30日（土）まで

ア 2023年4月29日宿泊分から5月7日宿泊分を除く

イ 地域クーポンの利用期限は、2023年10月7日（土）23：59までとする。

ウ 実施期間中でも事業予算額に達した場合は終了とする。

#### (4) 事務局

本事業に係る手続きは、「しずおか 元気旅 事務局」（以下「事務局」という。）が行うものとする。

#### (5) 旅行代金・宿泊代金の補助及び地域クーポン交付対象者

本事業の対象旅行商品又は宿泊商品の利用者とする。なお、詳細については事務局ホームページを参照すること。（URL: <https://www.shizuokagenkitabi.jp/business/>）

#### (6) 旅行代金・宿泊代金の補助及びクーポン交付額

補助及び交付額については次表のとおりとする。

##### ア 平日における補助及び交付額

1人1泊あたりの旅行代金	旅行代金の補助率	クーポン交付額
3,000円以上	20%	2,000円
3,000円未満	割引なし	配布なし

##### イ 休日における補助及び交付額

1人1泊あたりの旅行代金	旅行代金の補助率	クーポン交付額
--------------	----------	---------

2, 0 0 0円以上	20%	1, 0 0 0円
2, 0 0 0円未満	割引なし	配布なし

但し、ア・イ共に旅行代金補助の上限額は下記の通りとする。

(ア) 旅行者の移動のための交通を含む旅行商品

1人1泊あたり上限5, 0 0 0円

(イ) それ以外の商品（交通を含まない旅行商品、日帰り商品）

1人1泊/日あたり上限3, 0 0 0円

(7) 平日と休日の定義は次のとおりとする。

宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合は、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱う。

(8) 既存予約の取り扱いについて

静岡県が定める全国旅行支援対象商品販売開始日（2023年6月19日）以降に予約がなされた対象旅行商品が補助の対象となります。ただし、例外として受注型企画旅行については確定書面（※）の交付日が全国旅行支援対象商品販売開始日（2023年6月19日）以降であって、旅行の実施日が、静岡県が定める対象期間内（2023年7月1日～2023年9月30日）であれば補助対象となります。

なお、オンライントラベルエージェント（以下「OTA」という。）等で全国旅行支援販売開始日より前に予約がなされていたが、全国旅行支援対象商品販売開始日以降に、全国旅行支援の補助適用となるクーポン等を付与したとしても補助の対象外となります。

※本事業で定める確定書面とは、標準旅行業約款第10条に定める「利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称に加え、最終人員（大人・子供・無料幼児の区分含む）、旅行期間、確定書面手交日が記載された書面と規定します。

最終旅程表に、上記項目が記載された書面等でご準備をお願いいたします。

### 3 地域クーポン

(1) 名称

今こそ しずおか 元気旅 ふじのくに地域クーポン

(2) 導入システム

region PAY（※）のアプリケーションを活用し、旅行期間中に静岡県内の参加店で利用できる決済ポイントを付与する。

※各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済用アプリケーション

### 4 参加要件

本要綱に基づき、参加宿泊事業者は、次の要件を全て満たすこととする。

(1) 静岡県内において旅館業法におけるホテル営業、旅館営業もしくは簡易宿泊所営業

(下宿営業を除く。)の許可を得た施設、又は住宅宿泊事業法に基づき静岡県に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設(家主不在型を除く。)であり、かつフロント又は帳場を常設すること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む施設は除く。

- (2) 宿泊事業者用マニュアルに規定する地域クーポンに相当する regionPAY のシステムにログインし、お客様情報等を入力して、QRコード付きの地域クーポンをA4サイズ用紙に印刷し、セットで印字される「参加同意書兼受領確認書」をはじめとする関係書類を印字・出力できる機材を準備し、利用者に対して、署名の收受等の所定手続きを行うことができること。
- (3) 自己又は法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、それ以外の場合は、役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、次のいずれにも該当する者ではないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 上記イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

## 5 責務

- (1) 参加宿泊事業者が関与する行為を通じて、当該事業者又は利用者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合は、調査が完了するまでの間、当該事業者における本事業の補助金の適用及び補助金の精算等を停止する。
- (2) 参加宿泊事業者が関与する行為を通じて、当該事業者又は利用者が不正に利益を得た場合、当該事業者は、本事業での不正に伴い得た利益について一切の責任を負い、事務局が指定する期日迄に当該金額を事務局に返還することとする。また事務局は、当該事業者名等を公表し、不正等の内容について被害届を所轄警察署に提出する。
- (3) 参加宿泊事業者が本規約に違反する行為、その他本事業の利用における不適切な行

為に起因して、静岡県及び事務局又は第三者に直接的又は間接的に損害（合理的な弁護士費用を含みます）を生じさせた場合、当該事業者は損害を受けた静岡県及び事務局又は第三者の請求に従い、これを賠償しなければならない。

(4) 参加宿泊事業者は、事務局の要請に基づく本事業への参加停止中及び参加取消等の後においても、静岡県及び事務局又は第三者に対する本規約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含むが、これに限らない。）を免れるものではない。

(5) 事務局は、本規約に定める禁止行為等に該当あるいは遵守事項を逸脱する参加宿泊事業者が存在すると認識した場合、もしくは禁止行為等に該当あるいは遵守事項を逸脱するおそれがあると判断した場合、その他事務局が必要と認める場合において、当該事業者に対し、禁止行為等の中止および遵守事項を満たすよう求めることがあり、当該事業者は、事務局が定める期間内に当該要求に応じるものとする。また事務局は、当該事業は名等を公表し、不正等の内容について被害届を所轄警察署に提出する。

(6) 事務局は、本規約の定めに基づき事務局が行った措置により当該事業者に生じた不利益や損害について一切の責任を負わないものとする。

(7) 地域クーポンの発行不備等、参加宿泊事業者の故意・過失により地域クーポンの使用が不可能となった場合、利用者に生じた直接的な損害について、事務局は一切の責任を負わないものとし、当該事業者の責任と費用において解決するものとする。

(8) 参加宿泊事業者が発行した地域クーポンの紛失や誤配布等により、本来流通すべきではない地域クーポンの使用が確認された場合、当該宿泊事業者は、その管理責任において当該使用額を補填する責を負うこととする。

(9) 旅行当日又は旅行出発前に、利用者と発行事業者との間にて取消料やプラン変更等に伴う宿泊代金等の変更等が生じた場合、又は宿泊が出来なかった等の事象が発生した場合において、事務局は取消料および差額代金等の負担を始めとする一切の責任を負わないものとし、当該宿泊事業者の責任と費用において解決するものとする。

(10) 宿泊事業者は次に定める行政からの協力要請等に従うことに同意する。

ア 本事業実施期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従うこと。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと。

イ 静岡県及び事務局が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

ウ 登録の際に提供した情報及び本事業の参加事業者となった旨を、静岡県に提供すること。

## 6 登録申請手順

(1) 2022 年 1 0 月 3 日（月）から登録受付開始。

(2) 「今こそ しずおか 元気旅」特設ホームページより、宿泊事業者登録ページへア

クセス。(URL：<https://www.shizuokagenkitabi.jp/business/>)

- (3) 本募集要綱を確認し、同意頂ける事業者は、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請。
- (4) 事務局は、申請内容を審査し、宿泊事業者として承認された後にメールにて通知する。  
※宿泊事業者登録ページにて申請ができない場合は、コールセンターに連絡。

## 7 精算・換金手続

- (1) 地域クーポンの発行管理は、宿泊事業者登録後に送付する ID・PWを用いて、regionPAY システムの管理画面にて適切に管理・確認すること。
- (2) 地域クーポンの発行は、regionPAY システムにて QR コードの印字された地域クーポンを旅行者 1 名、1 泊につき 1 枚印刷し、セットで印字される参加同意書兼受領確認書を旅行者へ手交し、署名をもらった確認書を提出することで、利用実績の確認書類とする。
- (3) 地域クーポンの発行と参加同意書兼受領書の発行・手交が確認できない場合には、旅行（宿泊）の補助金も適用とならないものとする。
- (4) 旅行事業者及び、OTA を通じた旅行（宿泊）代金の補助金は、別途設けられる統一窓口事務局を通じて、精算するものとする。
- (5) 宿泊施設が自社サイト、FAX 等で直接承った旅行（宿泊）のみ、別途マニュアルに記載される補助金申請書等を用いて、事務局と精算を行う。
- (6) 振込については、後日送付の宿泊事業者用マニュアルに記載のスケジュール（概ね 1 か月に 2 回）を目安に、事務局による確認を経て口座への振込を実施する。
- (7) regionPAY の決済手数料、換金手数料は発生しない。利用実績、regionPAY の発行実績に応じて、1 名 1 枚につき、@ 7 0 円（税込）の regionPAY 発行手数料を本事業終了後に補助実績に応じて、支払うものとする。

## 8 不正利用等

本事業においては、一切の不正な行為は許されない。万一、次の不正利用が判明した場合、参加宿泊事業者からの取消および法的措置の対象とする。

- (1) 偽って対象施設として登録すること。
- (2) 旅行代金の不正補助及び地域クーポンの不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。
- (3) 利用者、又は旅行事業者と連携して、詐欺等の犯罪に結びつく行為及びその疑義を黙認する行為
- (4) その他、静岡県または事務局が不相当と判断した行為

## 9 その他

- (1) 旅行代金の補助、地域クーポンの発行方法や利用方法等の詳細は、宿泊事業者用マニュアルを別途定める。
- (2) この要綱に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、静岡県と事務局が協議の上、その対応を決定する。
- (3) 事務局は宿泊事業者の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）について、本事業で広報を行う。
- (4) 国や静岡県の方針等により、内容が変更される場合がある。
- (5) 静岡県及び事務局は参加申請の際に取得した個人情報について、次の目的以外には使用しない。

ア 本事業に関すること

イ 今後、静岡県が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討または実施する場合の情報提供

ウ 静岡県が実施する観光事業の案内

## 10 問い合わせ先

「今こそ しずおか 元気旅」事業者向けコールセンター

電話 : 0570-666-867 (ナビダイヤル)

営業時間: 10:00~19:00

※対応時間外は、テープによる案内

### 附則

この要綱は、2022年12月23日から施行する。

#### 付則1

この要綱は、2023年3月23日から一部改正・施行する。

#### 付則2

この要綱は、2023年5月8日から一部改正・施行する。

#### 付則3

この要綱は、2023年6月19日から一部改正・施行する。